

認定通関業者認定公告

関税法第 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり認定通関業者の認定をしたので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 2 4 年 3 月 1 3 日

名古屋税関長 大 西 一 清

記

1. 認定通関業者の名称及び住所

中京海運株式会社 名古屋市中区栄一丁目 2 番 1 号

2. 関税法第 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する特例委託輸入者からの依頼を受けて特例申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

中京海運株式会社 名港事務所
名古屋市港区名港二丁目 9 番 2 7 号

3. 関税法第 6 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する特定委託輸出者からの依頼を受けて特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

2. に同じ

4. 認定年月日

平成 2 4 年 3 月 1 3 日